の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十号。第四号において「持株自己資本比率告示」という。）第一条第十号の二に規定する国際統一基準行をいう。

三　国内基準行　自己資本比率告示第一条第十号の三に規定する国内基準行をいう。

四　国内基準持株会社　持株自己資本比率告示第一条第十号の三に規定する国内基準行をいう。

第二章　国際統一基準行等における開示事項

（銀行の報酬等に関する開示事項）

第二条　銀行法施行規則（以下「規則」という。）第十九条の二第一項第六号に規定する金融庁長官が別に定めるもの（国際統一基準行に係るものに限る。）は、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。

［号を削る。］

［号を削る。］

［章名を付する。］

（銀行の報酬等に関する開示事項）

第一条　銀行法施行規則（以下「規則」という。）第十九条の二第一項第六号に規定する金融庁長官が別に定めるものは、次に掲げる事項とする。

一　対象役員（銀行の取締役（社外取締役を除くことができる。）、執行役、会計参与及び監査役（社外監査役を除くことができる。）をいい、直近の事業年度中に退任した者を含む。以下この条及び次条において同じ。）及び対象従業員等（銀行の対象役員以外の役員及び従業員（直近の事業年度中に退任又は退職した者を含む。）であって、銀行から高額の報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として銀行から受ける財産上の利益又は労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十一条に規定する賃金をいう。以下この条において同じ。）を受ける者のうち、銀行の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものをいう。以下この条において同じ。）の報酬等の決定及び報酬等の支払その他の報酬等に関する業務執行の監督を行う委員会その他の主要な機関等の名称、構成及び職務に関する事項

二　対象役員及び対象従業員等の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項

［号を削る。］

［号を削る。］

2　前項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一　対象役員（銀行の取締役（社外取締役を除くことができる。）、執行役、会計参与及び監査役（社外監査役を除くことができる。）をいい、直近の事業年度中に退任した者を含む。以下この条、次条、第五条及び第六条において同じ。）及び対象従業員等（銀行の対象役員以外の役員及び従業員（直近の事業年度中に退任又は退職した役員及び従業員を含む。）であって、銀行から高額の報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として銀行から受ける財産上の利益又は労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十一条に規定する賃金をいう。以下この条及び第五条において同じ。）を受ける者のうち、銀行の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものをいう。以下この条及び第五条において同じ。）の報酬等の決定及び報酬等の支払その他の報酬等に関する業務執行の監督を行う委員会その他の主要な機関等の名称、構成及び職務に関する事項

二　対象役員及び対象従業員等の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項

三　対象役員及び対象従業員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象従業員等の報酬等と業績の連動に関する事項

四　対象役員及び対象従業員等の報酬等の種類、支払総額及び支払方法に関する事項

五　前各号に掲げるもののほか、報酬等の体系に関し参考となるべき事項

［項を加える。］